

手 続 補 充 書
(第29条の2第1項の規定による命令に基づく明細書等の引用補充)

特許庁長官 殿

1 国際出願の表示 PCT/J P 2 0 1 2 / 0 0 0 0 0 0

2 出願人

名 称 株式会社東京製作所 (印)
TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
あて名 〒100-0013 日本国東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
国 籍 日本国 Japan
住 所 日本国 Japan

3 代理人

氏 名 弁理士 国 際 太 郎 (印)
KOKUSAI Taro
あて名 〒102-0081 日本国東京都千代田区四番町8番地
8, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4 補充命令の日付 31. 10. 2012

5 補充の対象 明細書

(6 欠落部分の記載箇所の表示)

7 添付書類の目録

(1) 明細書

(注1) 要素の欠落による補充命令に対して、引用により要素を補充するときは、表題を「手続補充書(第29条の2第1項の規定による命令に基づく明細書等の引用補充)」とし、命令が発出される前に要素を引用により補充するときは、表題を「手続補充書(第29条の3の規定による明細書等の引用補充)」とし、欠落部分の補充命令に対して、欠落部分を補充するときは、表題を「手続補充書(第29条の6第1項の規定による命令に基づく欠落部分の補充)」とし、命令が発出される前に欠落部分の補充をするときは、表題を「手続補充書(第29条の7の規定による欠落部分の補充)」とします。

(注2) 引用により要素を補充するときは、「補充の対象」の欄に補充する書類名を記載します。欠落部分の補充をするときは、「補充の対象」の欄に「請求の範囲・請求項3」のように、補充する書類名及び箇所を記載します。

(注3) 命令が発出される前に、引用による明細書等の補充又は欠落部分の補充をするときは、補充命令の日付の欄及び日付の記載は不要です。

(注4) 欠落部分を引用により補充するときは「欠落部分の記載箇所の表示」の欄に、優先権主張の基礎となる出願において当該欠落部分が記載されている箇所の説明を記載します。明細書等の要素を引用により補充するときは、「欠落部分の記載箇所の表示」の欄は不要です。

(注5) 代理人による手続のときは出願人の印は不要とし、出願人による手続のときは「代理人」の欄は不要です。

CORRECTION

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

PCT/JP2012/000000

2 Applicant (Common Representative)

Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION (Signature _____ (印))

Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan

Country of nationality: JAPAN

Country of residence: JAPAN

3 Agent

Name: KOKUSAI Taro (Signature _____ (印))

Address: 8, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4 Date of Invitation 31. 10. 2012

5 Item to be Corrected CLAIM(S)

(6 Indication as to where the missing part is contained in the earlier application)

7 List of Attached Documents

(1) CLAIM(S) page 6

(注1) 引用により要素を補充するときは、「Item to be Corrected」の欄に補充する書類名を記載します。欠落部分の補充をするときは、「Item to be Corrected」の欄に「Claim 3 of the CLAIMS」のように、補充する書類名及び箇所を記載します。

(注2) 欠落部分を引用により補充するときは、「Indication as to where the missing part is contained in the earlier application」の欄に、優先権主張の基礎となる出願において当該欠落部分が記載されている箇所の説明を記載します。明細書等の要素を引用により補充するときには、「Indication as to where the missing part is contained in the earlier application」の欄は不要です。

(注3) 命令が発出される前に、引用による明細書等の補充又は欠落部分の補充をするときは、「Date of Invitation」の欄及び日付の記載は不要です。

(注4) 代理人による手続のときは出願人の印又は署名は不要とし、出願人による手続のときは「Agent」の欄は不要です。